

報 告 書

日本大学医学部社会医学系法医学分野
准教授 内ヶ崎西作

笹川記念保健協力財団（以降、笹川財団とします）の「中国医科大学における教育支援協力事業」の一環として、4月19日～同月23日の間、中国医科大学にて法医学に関する講義等国際協力を行って参りましたので、ご報告申し上げます。

4月19日（日）の夕方に日本を発ち、その日は北京に入りました。北京では、笹川財団の留学生として山形大学に留学されたことのある中国医科大学の丁梅先生（教授：法医血清学）ご夫婦が瀋陽からわざわざいらして出迎えて下さいました。丁梅先生が留学されていたちょうどその時期に私自身も山形大学にいました。昨年9月に大阪で行われた国際学会でもお会いしたのですが、再会できた喜びを分かち合いました。翌20日（月）、瀋陽に移動しました。北京では天候も落ち着いておりましたが、瀋陽は残念ながら雨模様で最高気温も10℃前後と寒く、帰国の前日までそのような天候が続きました。訪問先の中国医科大学は瀋陽市のほぼ中心地に位置しており、敷地も広く、完成したばかりの新病院（地上24階、ベッド数約2000床）が天高く聳え立っておりました。その敷地の一角に地上4階建ての「法医学院」がありました。院長の王保捷教授らの出迎えを受け、その日は法医学院内の施設を見学しました。「法医学院」は日本で言えば大学院医学科の法医学セクションに相当する位置づけです。日本であれば、基礎医学系の棟のワンフロア、或いはフロアの一角程度の広さで（解剖室は別）、スタッフは教授を含め数名程度という構成が一般的ですが、中国医科大学「法医学院」は地上4階建ての建物の中に法医病理学、法医血清学、臨床法医学、法医人類学、法医中毒学等の専門の研究室がちりばめられ、それぞれに教授など専門家が配置されておりました。年間約200体の解剖（医療過誤疑い）を含め、約3,000件の鑑定をこなしており、瀋陽周辺の案件を取り扱う「法医学センター」として再編成されたばかりだとうかがいました。私は2002年にハンブルグ大学（ドイツ連邦共和国）へ留学しておりますが、その法医学システムに類似した先進的なシステムが中国に既に導入されていることに大変驚きました。

21日（火）午前中、約40名の法医学を専攻している大学院生に対し、東京都の「監察医制度」について講義をし、22日の午後には中国医科大学の日本語クラス学生約60名（4年生）に対して「日本の法医学システム～死因の調べ方～」と題した講義を行いました。中国医科大学での法医解剖のほとんどが医療事故疑いであり、その他の一般的な外因死に関する講義資料はそろっていないと聞いておりましたので、いずれの講義でも基本的な外傷の写真を提示しながら行いました。また、笹川財団の援助で四川省から中国医科大学に研修に来ている劉金先生、李習海先生の両法医師とも法医学実務上の問題について討論し、22日午前中には瀋陽市の交通警察解剖センターを共に訪れて、日本から持参したポータブル超

音波画像診断装置を使用して、画像診断を応用した死因究明のやり方を解剖前の遺体を用いて示し、今後の法医学実務のあり方の参考としてもらいました。

翌 23 日、瀋陽―成田間の直行便で帰国し、計 5 日間の訪中を終えました。前述のように中国の法医学システムは日本より進んだものであり、今回の訪中では私自身が大変勉強になりました。今現在、日本国内の法医学医師は約 120 名（各医科系大学に 1～2 名）、医師以外も含めた法医学会会員でさえも 800 名程度です。法医学を専攻したい若手医師がいても、職場やポストの数は限られており、諦めるケースも少なくありません。人材不足は明白であり、実務面で先進諸国からも水をあけられている面があることも事実です。今後どうやって日本の法医学を改革・改変していくべきなのかを考える一つの材料となりました。また、私の講義を熱心に聞いてくれた中国医科大学の学生達、王先生や丁先生をはじめとする中国医科大学法医学院の諸先生方、四川省から来ていた劉先生と李先生、中国医科大学国際交流処副所長の才越先生や王琛氏と大変有意義な時間を過ごさせていただいた事も私の宝となりました。最後に、このような貴重な機会を与えて頂いた笹川財団と日本大学医学部には心から感謝申し上げます。





